

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第16条の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 <u>100分の2.2</u> （2） 被保険者均等割 被保険者1人について<u>5,500円</u> （介護納付金賦課額の保険料率）</p>	<p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第16条の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 <u>100分の1.8</u> （2） 被保険者均等割 被保険者1人について<u>4,200円</u> （介護納付金賦課額の保険料率）</p>
<p>第16条の13 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 <u>100分の1.6</u> （2） 被保険者均等割 被保険者1人について<u>12,600円</u></p>	<p>第16条の13 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 <u>100分の1.4</u> （2） 被保険者均等割 被保険者1人について<u>12,600円</u></p>